

報告第6号

予算の繰越しについて

令和7年度逗子市下水道事業会計予算に係る建設改良費のうち、次の繰越計算書のとおり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき令和8年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月11日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

令和7年度逗子市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	国県補助金
						円
1 資本的支出	1 建設改良費	管路建設費 (令和7年度 下水道管路施 設耐震化工 事)	82,060,000	0	82,060,000	0
1 資本的支出	1 建設改良費	管路建設費 (令和7年度 逗子第5分区 雨水渠整備工 事)	107,573,000	0	107,573,000	0

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	そ の 他			
円 82,060,000	円 0	円 0	円 0	試掘した結果、ガス管が支障となることが判明し、ガス管移設に時間を要することとなり、年度内完了が困難となったため。
107,573,000	0	0	0	試掘した結果、水道管等が支障となるため、占用位置を深くする必要が生じ、掘削量が大幅に増加したこと等により、年度内に完了が困難となったため。